

令和8年9月30日

審査結果報告書

令和8年2月12日付で当審査会へ申し立てのあった事項について、碧南市議会政治倫理審査会規程第4条第2項の規定により、下記のとおり審査結果を報告する。

碧南市議会政治倫理審査会

会長 神 谷 悟

記

1 審査対象議員の氏名

山口 春美

2 審査申立対象となる事由

令和7年12月3日のテレビ報道により、審査対象議員の後援会の政治資金規正法に規定する収支報告書未提出が発覚した。政治資金規正法に基づく収支報告書を複数回提出していないこと、政治団体の設立と解散を繰り返し行っていることは、碧南市議会政治倫理綱領第2条第1項に規定する市議会議員としての責務及び第3条第5号に規定する行動規範に抵触することが疑われる。

3 審査結果

(1) 申立内容に対する政治倫理への抵触の有無の認定

申し立てられた内容は、碧南市議会政治倫理綱領第3条に規定する行動規範に反すると認定する。

(2) 認定理由

審査対象議員の弁明及び弁明に対する質疑に対する審査対象議員の発言から法令を軽視していたことが事実と認定されるため。

(3) 措置の内容

碧南市議会政治倫理審査会規程第6条第1号「文書による警告」及び同条第5号「その他審査会が必要と認める措置」として議会だよりへの掲載による公表の2つを併せて行うことと決定した。

【参考】審査会の概要

1 審査会の開催

令和8年2月12日付で、みらい市民クラブ（鈴木みのり議員）、公明党（大竹敦子議員）及び翔政会（祢宜田拓治議員）から政治倫理審査会会長へ山口春美議員に関する審査申立書が提出され、碧南市政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を開催した。

※審査会委員

神谷 悟（会長）、藤浦伸介（副会長）

山口春美（委員：審査対象議員のため審査には加わっていない）、加藤厚雄（委員）、小林晃三（委員）、岩月ひろし（委員）、生田綱夫（委員）、祢宜田拓治（委員）、鈴木みのり（委員）

2 審査会（1回目審査）

(1) 開催日時 令和8年6月25日（木）午前10時から

(2) 審査内容

ア 審査会の運営について

審査会開催毎の審査結果の取り扱い、資料の配付対象、議会（全議員、事務局職員）としての誓約書の提出、傍聴（委員外議員の傍聴）の取り扱い及び審査対象議員の反問権について会議に諮って取り扱いを決定した。

イ 審査請求内容について

審査会は司法の場ではないが議会としてのガバナンスを示すため、政治倫理の観点から審査は必要であるとし、審査請求内容は適合であるとした。

ウ 次回の審査会について

審査対象議員から申立内容に対する口頭又は文書による弁明の機会とし、審査対象議員が弁明のため十分な準備期間（2週間程度）を設けることとした。

3 審査会（2回目審査）

(1) 開催日時 令和8年7月24日（金）午前10時から

(2) 審査内容

ア 審査会の運営について

誓約書未提出の議員（審査対象議員）がいる中であっても審査会を迅速に進めるため、誓約書未提出の状態であっても審査会を続行することを決定した。なお、会

長から弁明の機会の冒頭で再度、誓約書の提出を促したが提出しないとの返答であった。

イ 審査請求内容に関する弁明等について

審査対象議員から文書及び口頭による申立内容に対する弁明及び委員からの質疑応答が行われた。

ウ 次回の審査会について

申立内容に対する政治倫理への抵触の有無について、抵触する場合、碧南市議会政治倫理審査会規程第6条に規定する措置について協議をすることとした。

4 審査会（3回目審査）

(1) 開催日時 令和8年8月10日（月）午後1時30分から

(2) 審査内容

ア 政治倫理違反の有無の認定等について

(ア) 審査対象議員に対する申し立ての事実に関しては、碧南市議会議員政治倫理綱領第3条に規定する行為規範に反すると認定した。

(イ) 審査会が取る措置として、文書による警告及び措置の事実に対する議会だよりによる公表とした。

イ 次回の審査会について

文書による警告文の内容決定及び審査報告書の内容について協議をすることとした。

5 審査会（4回目審査）

(1) 開催日時 令和8年9月16日（水）会派代表者会議終了後から

(2) 審査内容

文書警告、議会だよりの掲載内容及び審査報告書等の内容について、確認を行った。